

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による医療機関の指定(六八九・福祉政策課).....	1
生活保護法による施術者の指定(六九〇・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定医療機関の変更(六九一・福祉政策課).....	2
生活保護法による指定医療機関の廃止(六九二・福祉政策課).....	2
大規模小売店舗の新設に関する届出(六九三・商工業振興課).....	3
道路区域の変更(六九四・道路環境課).....	3

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証(申請)(県民文化政策課)..... 4
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)..... 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)..... 4
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 三件..... 6
- 公安委員会告示
- 道路交通法による技能検定員審査の実施(一一〇)..... 8
- 道路交通法による教習指導員審査の実施(一一一)..... 9
- 道路交通法による技能検定員審査の実施(一一二、一一三)..... 10
- 道路交通法による教習指導員審査の実施(一一四)..... 12

秋田県告示第六百八十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
ハイレン薬局 比内店	株式会社ハイレンメディカル 代表取締役	北秋田郡比内町扇田字山崎四十六 五	調剤薬局	平成十六年八月一日
ハイレン薬局 大館店	株式会社ハイレンメディカル 代表取締役	大館市御成町三丁目二 五	調剤薬局	平成十五年八月一日
サン薬局	有限会社ビディアル 代表取締役	湯沢市表町三丁目二番一 号	調剤薬局	平成十六年八月一日

秋田県告示第六百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条において準用する同法第

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

氏名	戸田光雄	住所	平鹿郡大雄村田根森字四ツ屋街道西九十三二	施術所の名称	祐安治療院	施術所の所在地	平鹿郡大雄村田根森字四ツ屋街道西九十三二	業務の種類	あん摩マツサージ指圧	指定年月日	平成十六年七月二十九日
----	------	----	----------------------	--------	-------	---------	----------------------	-------	------------	-------	-------------

秋田県告示第六百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

基づき、告示する。

平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
みちかわ薬局	株式会社ファーマックス 代表取締役	由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢二十二番地一号	由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢二十一番地一号	由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢二十二番地一号	平成十六年六月九日

秋田県告示第六百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	廃止年月日
佐々木医院	佐々木 健二郎	仙北郡田沢湖町生保内字堂の前九十八	平成十六年六月五日
熊谷外科医院	熊谷 幹一	仙北郡角館町東勝楽丁二十二番地二	平成十六年六月十日

秋田県告示第六百九十三号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 株式会社横浜フアーマシー 代表取締役 松山 稔
 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四十六番地三十四

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパードラッグアサヒ八橋店
 秋田市寺内蛭根一丁目三百八十一番一

(三) 小売業を行う者の名称及び住所
 株式会社横浜フアーマシー 代表取締役 松山 稔
 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四十六番地三十四

(四) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十七年四月十二日

(五) 店舗面積の合計
 千三百五平方メートル

(六) 駐車場の収容台数
 五十一台

(七) 駐輪場の収容台数
 三十五台

(八) 荷さばき施設の面積

アイン薬局比内店	株式会社アインフアーマシー 代表取締役	北秋田郡比内町扇田字山崎四十六番地五	平成十六年七月三十一日
アイン薬局大館店	株式会社アインフアーマシー 代表取締役	大館市御成町三丁目一五	平成十六年七月三十一日

三十三平方メートル
 廃棄物等の保管施設の容量
 五立方メートル

(九) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 株式会社横浜フアーマシー
 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時三十分から午後九時三十分まで

(十) 駐車場の自動車の出入口の数
 二か所

(十一) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前九時三十分から午後七時まで

二 届出年月日
 平成十六年八月十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 秋田市役所 商業観光課
 縦覧期間
 平成十六年八月二十七日から同年十二月二十七日まで

四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
県道			能代五城目線	能代市中沢字柏台六九番一地先から大森字山下二〇番地先まで		九・〇〇〇～二八・二二〇	〇・三四七
			能代五城目線	〃		一一・〇〇〇～四五・〇〇〇	〇・三四七

平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
（一）場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年八月二十七日から同年九月二日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十六年七月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人一番星きらら
- 三 代表者の氏名
岩谷 ナツ
- 四 主たる事務所の所在地
鷹巣町脇神高村岱百三十一番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、健康増進、痴呆、寝たきり予防に関する事業を行い、老人福祉の向上と、その家族が安心して働ける環境づくりに、退職グループが生きがい活動として尽力することを目的とする。

六 定款の変更内容

特定非営利活動の事業及び会員の種別の変更等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、若美町払戸土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年八月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- （一）落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（二・二メートル級） 二台
- （二）契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- （三）落札者を決定した日
平成十六年八月九日
- （四）落札者の名称及び住所
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二
- （五）落札金額

- (六) 五千三百二十五万円
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年六月二十五日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
凍結防止剤散布車(三トン級) 七台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十六年八月九日
- (四) 落札者の名称及び住所
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二
- (五) 落札金額
九千四百四十四万七千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年六月二十五日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
除雪グレーダ(四メートル級) 二台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十六年八月九日
- (四) 落札者の名称及び住所
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町九 四十八
- (五) 落札金額
四千三百万八千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年六月二十五日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
空港用高速スイーパー(自走式) 一台
-
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十六年八月九日
- (四) 落札者の名称及び住所
第一実業株式会社 東京都千代田区二番町十一 十九
- (五) 落札金額
四千六百九万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年六月二十五日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
ロータリ除雪車(二・二メートル級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十六年八月十日
- (四) 落札者の名称及び住所
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二
- (五) 落札金額
二千六百八十八万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年七月九日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
凍結防止剤散布車(三トン級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十六年八月十日
- (四) 落札者の名称及び住所
秋田鉄鋼埠頭株式会社 秋田市土崎港穀保町百三十一
- (五) 落札金額

- (六) 一千四百二十八万円
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年七月九日
- (七) 落札に係る物品の名称及び数量
凍結防止剤散布車(三トン級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十六年八月十日
- (四) 落札者の名称及び住所
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二
- (五) 落札金額
一千三百五十二万四千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年七月九日

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
スタッフジャンパー 千五百着
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年十月五日(火)
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年八月二十七日(金)から九月六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年九月十三日(月)午前十時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定することによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
一 マイクロリットル分光光度計 一式

(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十六年十月二十九日（金）

(四) 納入場所
秋田県衛生科学研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十六年秋田県条例第二十九号（第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年八月二十七日（金）から九月六日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年九月十三日（月）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十三年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定することによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年八月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
社会福祉法人会計システム 一式

(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十六年十月十五日（金）

(四) 納入場所
秋田県小児療育センター

(五) 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(四) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県小児療育センター

(三) 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(四) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年八月二十七日(金)から九月六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年九月十三日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」といふ。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出するものとする。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第110号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6

年國家公安委員会規則第3号。以下「規則」といふ。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成16年8月27日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査(大型)
- (2) 技能検定員審査(普通)
- (3) 技能検定員審査(大特)
- (4) 技能検定員審査(大自二)
- (5) 技能検定員審査(普自二)
- (6) 技能検定員審査(牽引)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成16年10月5日(火)午前10時から午後4時まで
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定審査の申請手続

- (1) 申請手続
ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成16年8月30日(月)から同年9月3日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所

係
4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(普通)を受けようとする者において、20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者において、14,750円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表中欄の技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(普通)に係る額	技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	6,750円	2,450円
3 教則の内容となっている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者においては11,650円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者においては5,050円を減ずる。
2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者において

は4,100円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者においては4,750円を減ずる。
3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者においては19,700円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者においては13,950円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第111号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。
平成16年8月27日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

1 教習指導員審査の種類

- (1) 技能検定員審査(大型)
 - (2) 技能検定員審査(普通)
 - (3) 技能検定員審査(大特)
 - (4) 技能検定員審査(大自二)
 - (5) 技能検定員審査(普自二)
 - (6) 技能検定員審査(牽引)
- 2 教習指導員審査開始の期日及び場所
(1) 期日
平成16年10月5日(火)午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
- ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、

横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成16年8月30日(月)から同年9月3日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては、12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,850円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表中欄の教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査(普通)に係る額	教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円

4 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
--------------------------------	--------	--------

5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
-----------------------	--------	--------

6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円
------------------------	--------	--------

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては1,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第112号
道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成16年8月27日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

- 1 技能検定員審査の種類
 - (1) 技能検定員審査（普通二種）
 - 2 技能検定員審査の期日及び場所
 - (1) 期日
平成16年10月4日（月）午前9時から正午まで
 - (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成16年8月30日（月）から同年9月3日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（普通二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円

3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第113号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成16年8月27日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査（大型二種）

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成16年10月29日（金）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許に係る免許証及び

秋田県公安委員会告示第114号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2条の規定に基づき、公告する。

平成16年8月27日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日及び場所
- (1) 期日

平成16年10月29日（金）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者においては大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者においては大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成16年10月25日（月）から同年10月27日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者においては、12,550円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円が

技能検定員資格者証（大型）を提示する事。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第3項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成16年10月25日（月）から同年10月27日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者においては、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（大型二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（大型二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円
備考 審査細目の1、2、3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、21,300円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

ら同表右欄の教習指導員審査（大型二種、普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（大型二種、普通二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
備考	1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。

- (2) 納付方法
 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
 5 審査についての問い合わせ先
 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十六年八月十三日秋田県公報第千五百九十七号掲載の秋田県公告（土地改良区の役員の変更及び就任の届出）
 （原稿誤り）
 四 一 下 八 就任理事の住所及び氏名 就任監事の住所及び氏名
 （印刷誤り）

五	上	終わり	三	就任監事の住所及び氏名	(三) 就任監事の住所及び氏名
五	上	から五	四	就任監事の住所及び氏名	(四) 就任監事の住所及び氏名
		から一	名		

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄